

介護保険制度改正の検討状況について

令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会は、今後見込まれる人口構造と社会環境の変化に対応し、高齢者の生活を支える介護保険制度とするために「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめた。この意見書により、制度改正等が必要であるとの意見があったもののうち、主な項目は下記のとおりである。

1 制度改正が見込まれるもの

概要は以下のとおりであるが、追って詳細が示される見込みである。

- (1) 複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせて提供する複合型サービスの類型の新設を検討すること
- (2) 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大すること
- (3) 介護職員が行うべき業務の切り分けを進め、いわゆる介護助手の活用促進等の方策を検討すること
- (4) 介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、介護サービス事業所の財務状況を公表すること

2 次期計画に向けて結論を得るとされたもの

次の項目については、次期計画に向けて結論を得ることが適当であり、遅くとも令和5年の夏までに結論を得るべく、引き続き議論を行うこととされた。

- (1) 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し
- (2) 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入

3 第10期計画期間開始までの間に結論を出すとされたもの

次の項目については、引き続き検討を行い、第10期計画期間が開始する令和9年度までの間に結論を出すとされた。

- (1) ケアマネジメントへの利用者負担の導入
- (2) 軽度者（要介護1・2の者）の生活支援サービス等の地域支援事業への移行